

錦江町農業委員会 11月総会議事録

○ 開催日時 平成26年11月20日（月） 午後2時00分から

○ 開催場所 錦江町 庁議室

○ 出席委員（19人）

会長	1 番	宿利原勝吉
代理	2 番	基 岸澄
委員	3 番	厚ヶ瀬博文
〃	4 番	水流 豊美
〃	5 番	平原 栄
〃	6 番	東郷 輝昭
〃	7 番	毛下 利美
〃	8 番	寺田 郁哉
〃	9 番	安水 純一
〃	10 番	牧原 昇
〃	11 番	元丸 敏朗
〃	12 番	鍋 康博
〃	13 番	徳永 哲朗
〃	14 番	貫見 和洋
〃	15 番	畠中 正秋
〃	17 番	鳥越 秀一
〃	18 番	樋渡 俊信
〃	19 番	鈴 一麿
〃	20 番	本釜 好子

欠席委員 16 番 黒瀬 正

事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第24号 農地法第3条許可申請について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議 長	只今より平成２６年度１１月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。 本日の総会は黒瀬委員から欠席の届け出がありましたが、委員２０名中１９名の出席で定足数に達しており、錦江町農業委員会会議規則第８条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。 それでは、錦江町農業委員会会議規則第２３条第２項の規定により、本日の会議録署名委員に１０番 牧原委員と１１番 元丸委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。
議 長	次に、会務報告についてを議題とします。 事務局から報告と説明をお願いいたします。
事務局	それでは会務報告をいたします。 １１月５日から７日にかけて、農業委員の先進地研修で、荒尾市農業委員会と福岡のラピュタファームを研修しております。 ９日、いきいき秋まつりが開催されました。 １２日、３条申請にかかる現地調査を事務局において実施しております。 １３日から１４日にかけて、大隅地域農業委員会連絡協議会の先進地研修が実施され、会長と私が参加いたしました。福岡県の八女市松尾地区に松尾百笑村銘打って、村づくりに頑張っていच्छる地区と糸島市にあります福ふくの里という直売所について研修して参りました。 １７日から１８日にかけて、県農業者年金協議会研修視察がありまして、各受給者会の会長と中野君の方で参加を致しております。 １９日、第２回肝属地域農政改良普及事業協議会幹事会が開催されまして、２６年度の事業の進捗状況及び２７年度の負担金について審議をされました。 ２０日が定例総会でございます。 以上です。
議 長	只今の会務報告について、質問はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	無いようですので、以上で会務報告を終わります。 それでは附議事項に入ります。
議 長	「議案第２４号 農地法第３条許可申請について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	それでは、議案第24号 農地法第3条許可申請についてを説明いたします。 受付番号2号の譲渡人はM・Mさん、H自治会在住の方です。一方、譲受人はM・Aさん、O・K自治会在住の方です。この申請は親子間の贈与による所有権移転となっています。 申請地は、田代川原字西ノ迫2，232番、地目は畑、地籍は1，507㎡、 次が、田代川原字西ノ迫2，233番、地目は畑、地籍は1，675㎡、次が、 田代川原字辺志切2，237番、地目は畑、地籍は1，769㎡、次が、田代川 原字辺志切2，239番、地目は畑、地籍は2，478㎡で、4筆の合計は7， 429㎡となっています。 M・Aさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、小作地28，003㎡と なっています。 受付番号2号の担当調査員は、14番 貫見委員です。 次に受付番号3号について説明いたします。 受付番号3号の譲渡人は、O・Tさん、K・K自治会在住の方です。一方、譲 受人は、O・Kさん、K・K自治会在住の方です。この申請についても親子間の 贈与による所有権移転となっています。申請地は、神川字長次郎瀧ノ下2，41 6番2、地目は田、地籍は41㎡、次が、神川字長次郎瀧ノ下2，417番2、 地目は田、地籍は320㎡、次が、神川字岩下2923番、地目は田、地籍は2 78㎡、次が、神川字岩下2924番、地目は田、地籍は1，015㎡、次が、 神川字寺ノ上4，865番2、地目は畑、地籍は999㎡、次が、神川字丸尾7， 383番3、地目は畑、地籍は2，567㎡で、6筆の合計は5，220㎡とな っています。 O・Kさんの経営状況は、世帯員4名、労働力2名、小作地8，833㎡とな っています。 受付番号3号の担当調査員は、13番 徳永委員です。 次に受付番号4号について説明いたします。 受付番号4号の譲渡人はI・Mさん、K県在住の方です。一方、譲受人はU・ Hさん、T自治会在住の方です。この申請は売買による所有権移転となっていま す。申請地は神川字廣瀬ノ上883番2、地目は畑、地籍は252㎡となってい ます。U・Hさんの経営状況は、世帯員4名、労働力4名、自作地13，813 ㎡となっています。 受付番号4号の担当調査員は、10番 牧原委員です。 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

	先ず、受付番号2号についてを14番 貫見委員お願いします。
14番 貫見委員	ご報告いたします。 受付番号2番のM・TさんとM・Aさんは親子関係でございます。これは生前贈与ということで問題は無いかと思いますが、よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 次に、受付番号3号について、13番 徳永委員お願いいたします。
13番 徳永委員	はい。O・Tさん、O・Kさんは親子です。Kさんは4年前に会社勤めを辞めて帰ってこられて、その後ずっと一緒に、Tさんと一緒に農業をしておられます。生前贈与ですので何ら問題は無いと思います。管理の方も良くされておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 次に、受付番号4号について、10番 牧原委員お願いいたします。
10番 牧原委員	ご報告します。この土地はですね。前回というよりはもう何年も前になるんですが、この隣接地、隣がU・Hさんのお父さんがI・Mさんから買われまして、この土地も同時に買われたということなんですが、この土地の分だけが名義が未だ変わっていないということで今回上げられたということです。先ほど売買という形でご報告がありましたが、前の分に全部一緒に含んでの売買だったらしくて、本人のU・Hさんも値段については分からないということで、当時名義変更をしておけば良かったんでしょうけれども、この分だけ名義変更がして無くてIさんの方から名義変更がしてないということで、今回3条で上がって来た次第です。何ら問題は無いと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ただ今、各担当調査委員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
19番 鈴 委員	確認ですけれども、2号と3号、小作地の内の今のこの面積をば相続ということで理解していいんですか。
事務局	2号、3号とも農業者年金で、親子間の利用権を結んでいらっしゃる。その中のそれぞれの一部贈与ということです。
19番 鈴 委員	だから小作地の中の一部ということで、理解して良いんですね。

事務局	そうです。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます、 これから、「議案第24号 農地法第3条許可申請について」を採決します。 議案第24号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第24号については原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第25号について説明いたします。 受付番号5号の譲渡人は、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社です。 申請地は城元字池ノ尾4,620番4、地目は畑、地籍は2,034㎡、次が、城元字池ノ尾4,620番5、地目は畑、地籍は2,640㎡で、2筆の合計は4,674㎡となっています。一方、譲受人は、K・Tさん、K自治会在住の方です。経営状況は、世帯員5名、労働力3名、自作地38,158㎡、小作地28,604㎡となっています。 この件につきましては、5月に県地域振興公社が農地中間管理事業の特例事業により取得した土地でございますが、K・Tさんが3年後の取得を予定されておりましたけれども、今回前倒しをして取得されるということでの申請でございます。 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査員の説明をお願いします。 9番 安水委員、お願いします。
9 番 安水委員	報告いたします。譲受人のK・Tさんにおきましては、池田地区でも農業に対して大変真面目に取り組んでおられる方で、何ら問題は無いかと思いますので、

	よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただ今、担当調査委員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第２５号を採決します。 議案第２５号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第２５号については、原案のとおり決定しました。
議 長	次に「議案第２６号 農業経営基盤強化促進法第１３条第４項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。 お諮りします。 会議資料のとおり、今回は６５筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を７回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、議案第２６号のうち、受付番号２０８号から２１９号までを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第２６号のうち、受付番号２０８号から２１９号までを説明いたします。 まず、受付番号２０８号の貸し人はＩ・Ｓさん、Ｋ市在住の方です。 申請地は、神川字曲迫４，８８５番１、地目は畑、地籍は１，４５２㎡です。 貸付期間は平成２６年１２月１５日から平成３１年１２月１４日までで、小作料金は１０，０００円となっています。借り人は、Ｎ・Ｋさん、Ｋ自治会在住の方です。経営状況は、世帯員３名、従事者２名、雇用が１人で３００日、自作地６６，９５６㎡、小作地１１，００８㎡で、花木を主体とした経営をされて

います。労働従事日数は300日で、機械の所有状況は、トラック5台、ビーパー2台、トラクター、耕運機、動噴、摘採機各1台となっています。

次の受付番号209号の貸し人はH・Yさん、O府在住の方です。

申請地は神川字西道原一4, 039番、地目は畑、地籍は3, 120㎡です。

貸付期間は平成26年12月15日から平成29年12月14日までで、小作料金は15, 000円となっています。借り人は、S・Mさん、S自治会在住の方です。経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地8, 127㎡、小作地41, 548㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、耕運機、ハーベスター各1台となっています。

受付番号208号、209号の担当調査員は、4番 水流委員です。

次の受付番号210号の貸し人はS・Tさん、K自治会在住の方です。

申請地は馬場字木原ノ上1, 990番1、地目は田、地籍は2, 361㎡です。

貸付期間は平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は米(粳)30kgで15俵となっています。借り人は、株式会社T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。経営状況は、構成員2名、従事者2名、雇用が24人、自作地300㎡、小作地58, 517㎡で、野菜、水稻を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラック・車両を含めまして11台、トラクター3台、乗用管理機2台、田植機、コンバインが各1台となっています。

次の受付番号211号の貸し人はY・Kさん、T自治会在住の方です。

申請地は馬場字芝山474番1、地目は田、地籍は662㎡です。貸付期間は平成26年12月15日から平成29年12月14日までで、小作料金は20, 000円となっています。借り人は、受付番号210号と同じ株式会社T・Fさんです。

次の受付番号212号から215号の貸し人はU・Hさん、K市在住の方です。

申請地は、212号が馬場字田ノ神後1, 677番、地目は田、地籍は1, 088㎡、213号が馬場字田ノ神後1, 678番1、地目は田、地籍は757㎡、214号が馬場字田ノ神後1, 678番2、地目は田、地籍は520㎡、215号が馬場字田ノ神後1, 678番3、地目は田、地籍は357㎡で、4筆の合計が2, 722㎡となっています。貸付期間は平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は100, 000円となっています。

借り人は、受付番号210号と同じ株式会社T・Fさんです。

次の受付番号216号、217号の貸し人はM・Kさん、鳥浜自治会在住の方です。

申請地は、216号が馬場字山ノ口下町1, 246番1、地目は田、地籍は1874㎡、217号が馬場字山ノ口下町1, 246番4、地目は田、地籍は1744㎡で、2筆の合計が3, 618㎡となっています。

	貸付期間は平成２６年１２月１５日から平成２９年１２月１４日までで、小作料金は、２１６号が４０，０００円、２１７号が米（粳）３００ｋｇとなっています。 借り人は、Ｏ・Ｍさん、Ｙ自治会在住の方です。 経営状況は、世帯員５名、従事者２名、自作地１，４２１㎡、小作地３，６１８㎡で、水稻を主体とした経営をされています。 農業従事日数は２８０日で、農業機械の所有状況は、トラクター２台、軽トラック、管理機、田植機各１台となっています。 次の受付番号２１８号の貸し人はＫ・Ｈさん、Ｋ市在住の方です。 申請地は馬場字宮下１，８０１番、地目は田、地籍は５４０㎡となっています。 貸付期間は平成２６年１２月１５日から平成３１年１２月１４日までで、小作料金は米２俵となっています。借り人は、Ｎ・Ｔさん、Ｋ自治会在住の方です。 経営状況は、世帯員３名、従事者３名、自作地３，８１５㎡、小作地５４０㎡で、水稻を主体とした経営をされています。 農業従事日数は２５０日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、管理機、各１台となっています。 次の受付番号２１９号の貸し人はＩ・Ｙさん、Ｆ自治会在住の方です。 申請地は城元字村ノ後３，４９７番、地目は畑、地籍は６６４㎡となっています。 貸付期間は平成２６年１２月１５日から平成２８年１２月１４日までで、小作料金は２２，０００円となっています。 借り人は、Ｆ・Ｔさん、Ｍ町在住の方です。経営状況は、世帯員５名、従事者１名、小作地２０，０４９㎡で、シキミを主体とした経営をされています。 農業従事日数は３００日で、農業機械の所有状況は、動噴、軽トラック、管理機各１台となっています。 受付番号２１０号から２１９号の担当調査員は、８番 寺田委員です。 以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。 先ず、受付番号２０８号から２０９号について、４番 水流委員をお願いします。
４番 水流委員	受付番号２０８号から２０９号についてご報告いたします。 先ず２０８番のＮ・Ｋさんは花木の方と、あとお茶の方を生産しています。圃場の方も綺麗にしておりますので、何ら問題は無いかと思います。 受付番号２０９番、Ｓ・Ｍ君は、お袋さんと二人で生産牛の方を２０頭ほど飼っています。又、圃場の方も牛舎の方も綺麗にしていますので、何ら問題は無いかと思います。よろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございました。 次に、受付番号２１０号から２１９号までを８番 寺田委員お願いいたします。
８番 寺田委員	ご報告申し上げます。 ２１０番から２１５までの借り人のＴ・Ｆさんですけれども、毎月のように出てくるＴ・Ｆさんでありまして、何ら問題は無いと思います。 ２１６，２１７の借り人のＯ・Ｍさんは、水稻と書いてありますけれども、インゲン、スナップエンドウ、それと夏に向けてはゴーヤと、手広く経営されておりまして、機械・道具、その他、利用権を設定するに對しまして何ら問題は無いものと思います。 それと２１８号のＮ・Ｔさんですけれども、これもハウスインゲンを主体として経営されておりまして、後継者が今度帰ってきました、今、Ｔ委員のところで研修中でございますけれども、来年から本格的にやるんだということで、何ら問題は無いものと思います。 ２１９号のＦ・Ｔさんですけれども、シキミを中心に経営されております。この件に対しては、最初は５年の契約で持って行ったんですけれども、Ｉさんの方がちょっと畑が荒れてるということで、もう契約しませんよというようなことを言われたんですけれども、シキミの場合にはそんな風に簡単には行かないので、２年間は管理をちゃんとするように言いますから、２年間の契約をとということでお願いしました。それと６６４㎡に對しまして、２２，０００円はちょっと高いんじゃないかという気がしたものですから、相談しましたところ、実質は１，５００㎡、１反５畝ぐらいありました。というのが地籍の時に隣と筆界未定になっておりまして、１０年前の６６４㎡のままで書類を作ったようなところでございます。Ｆ君もシキミを中心として、一生懸命行っておりまして、何ら問題は無いものと思います。 終わります。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第２６号のうち、受付番号２０８号から２１９号までを採決します。 お諮りします。 議案第２６号のうち、受付番号２０８号から２１９号については、原案のとおり

	り決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第２６号のうち、受付番号２０８号から２１９号については原案のとおり決定しました。
議 長	次に、議案第２６号のうち、受付番号２２０号から２３５号までを議題とします。 説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第２６号のうち、受付番号２２０号から２３５号までを説明いたします。 まず、受付番号２２０号の貸し人はＭ・Ｙさん、Ｋ自治会在住の方です。 申請地は、城元字牛道４，７４１番１、地目は畑、地籍は３，６０２㎡です。 貸付期間は平成２６年１２月１５日から平成２９年１２月１４日までで、小作料金は７０，０００円となっています。 借り人は、Ｙ・Ｍさん、Ｙ自治会在住の方です。経営状況は、世帯員６名、従事者４名、雇用が４人で２００日、自作地９０，０５１㎡、小作地３，６０２㎡で、たばこ、甘しょを主体とした経営をされています。農業従事日数は３００日で、農業機械の所有状況は、トラクター４台、管理機３台となっています。 次の受付番号２２１号の貸し人はＳ・Ｓさん、Ｋ自治会在住の方です。 申請地は、城元字池ノ尾４，６１２番２、地目は畑、地籍は２，３１２㎡です。 貸付期間は平成２６年１２月１５日から平成３２年１２月１４日までで、小作料金は１０アール当たり２０，０００円となっています。 借り人は、Ｋ・Ｔさん、Ｋ自治会在住の方です。経営状況は、世帯員３名、従事者２名、雇用が４名で９０日、自作地３８，１５８㎡、小作地２８，６０４㎡で、たばこ、甘しょ、大根を主体とした経営をされています。農業従事日数は３００日で、農業機械の所有状況は、トラクター・軽トラック各４台、ＡＰ－Ｉ３台、２ｔトラック２台となっています。 次の受付番号２２２号の貸し人はＤ・Ｚさん、Ｄ・Ｎ自治会在住の方です。 申請地は、城元字斜木４，５９７番４、地目は畑、地籍は６，６２７㎡です。 貸付期間は平成２６年１２月１５日から平成３２年１２月１４日までで、小作料金は１０アール当たり２０，０００円となっています。 借り人は、受付番号２２１号と同じＫ・Ｔ木下 平さんです。 次の受付番号２２３号の貸し人はＮ・Ｈさん、Ｋ市在住の方です。 申請地は、城元字三ノ迫４，７２３番１、地目は畑、地籍は２，６０１㎡です。 貸付期間は平成２６年１２月１５日から平成３２年１２月１４日までで、小作

料金は10アール当たり20,000円となっています。

借り人は、受付番号221号と同じK・Tさんです。

次の受付番号224号から226号の貸し人はA・Tさん、A市在住の方です。

申請地は、224号が馬場字笹ヶ崎5,793番1、地目は畑、地籍は4,794㎡、225号が馬場字笹ヶ崎5,794番1、地目は畑、地籍は5,658㎡、226号が馬場字笹ヶ崎5,788番2、地目は畑、地籍は778㎡で、3筆の合計が11,230㎡となっています。貸付期間は平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は10アール当たり20,000円となっています。

借り人はY・Aさん、Y自治会在住の方です。経営状況は、世帯員3名、従事者2名、自作地6,091㎡、小作地15,334㎡で、甘しょを主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、軽トラック・ダンプ各1台となっています。

次の受付番号227号の貸し人はN・Tさん、K市在住の方です。

申請地は、馬場字笹ヶ崎5,792番1、地目は畑、地籍は10,736㎡の内、4,000㎡となっています。貸付期間は平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は40,000円となっています。

借り人はS・Kさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者3名、雇用が3名で250日、自作地13,105㎡、小作地87,205㎡で、甘しょを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター4台、ハーベスター3台となっています。

受付番号220号から227号までの担当調査員は、9番 安水委員です。

次の受付番号228号、229号の貸し人はH・Kさん、T自治会在住の方です。申請地は、228号が神川字砂田195番3、地目は田、地籍は269㎡、229号が神川字寺ノ下272番9、地目は田、地籍は525㎡で、2筆の合計が794㎡となっています。貸付期間は平成26年12月15日から平成29年12月14日までで、小作料金は全部で米（粳）210kgとなっています。

借り人は、F・Yさん、K・Z自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員5名、従事者2名、自作地36,268㎡、小作地8,065㎡で、肉用牛、馬鈴薯、水稻を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、トラック2台、耕運機・管理機・ハーベスター各1台となっています。

次の受付番号230号の貸し人はS・Eさん、T自治会在住の方です。

申請地は、神川字砂田194番1、地目は田、地籍は889㎡となっています。

貸付期間は平成26年12月15日から平成29年12月14日までで、小作料金は米（粳）225kgとなっています。

借り人はS・Kさん、K・Z自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員7名、従事者4名、自作地23,633㎡、小作地13,113㎡で、肉用牛、水稻、馬鈴薯を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、管理機5台、トラック・田植機・コンバイン・耕運機各1台となっています。

次の受付番号231号の貸し人はM・Kさん、T自治会在住の方です。

申請地は、神川字諏訪ノ前372番、地目は田、地籍は1,167㎡となっています。貸付期間は平成26年12月15日から平成29年12月14日までで、小作料金は米(粳)250kgとなっています。

借り人はH・Kさん、T自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員1名、従事者1名、小作地2,511㎡で、水稻、馬鈴薯を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター・トラック・耕運機・管理機・コンバイン各1台となっています。

受付番号228号から231号までの担当調査員は、10番 牧原委員です。

次の受付番号232号の貸し人はS・Rさん、K市在住の方です。

申請地は田代麓字前田886番1、地目は田、地籍は841㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は10アール当たり4,000円となっています。

借り人はH・Hさん、M自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、雇用が6名で180日、自作地11,018㎡、小作地31,869㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、運搬機2台、コンバイン・タイヤショベル各1台となっています。

担当調査員は、12番 鍋委員です。

次の受付番号233号、234号の貸し人はU・Tさん、K・N自治会在住の方です。

申請地は、233号が神川字河崎2,643番2、地目は田、地籍は1,088㎡、234号が神川字原田3,223番、地目は田、地籍は443㎡で、2筆の合計が1,531㎡となっています。貸付期間は平成26年12月15日から平成29年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人はA・Hさん、K・K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地2,568㎡、小作地13,974㎡で、ニンジン、ソラマメ、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、軽トラック2台、トラクター・管理機各1台となっています。

	次の受付番号２３５号の貸し人はＫ・Ｍさん、Ｋ・Ｋ自治会在住の方です。 申請地は神川字北鶴２６６４番、地目は田、地籍は５４４㎡となっています。 貸付期間は平成２６年１２月１５日から平成２９年１２月１４日までで、小作料金は７，５００円となっています。 借り人はＩ・Ｓさん、Ｋ・Ｋ自治会在住の方です。 経営状況は、世帯員２名、従事者２名、自作地６，０３２㎡、小作地５，８４４㎡で、園芸作物、水稻を主体とした経営をされています。農業従事日数は３００日で、農業機械の所有状況は、管理機２台、トラクター・軽トラック各１台となっています。 受付番号２３３号から２３５号までの担当調査員は、１３番 徳永委員です。 以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。先ず、受付番号２２０号から２２７号までを、９番 安水委員、お願いいたします。
９番 安水委員	報告いたします。 受付番号２２０番のＹ・Ｍさんは、現在、葉たばこ、甘藷、干し大根を耕作されております。Ｍさんはまだまだ面積の方も増やして行こうという意欲のある方で、頑張っておりますので何ら問題は無いと思います。 受付番号２２１から２２３号の借り人のＫ・Ｔさんは、現在、葉たばこ、甘藷、干し大根を主体とした耕作をされております。現在後継者の方もおりまして、先ほども出ましたが、今でも畑の方を購入して面積も増やして行こうと考える方でありまして何ら問題は無いかと思ひます。 受付番号２２４号から２２６号の借り人のＹ・Ａさんは、現在お兄さんと二人で育成牛と甘藷を耕作されております。大変生真面目な方で、畑の方も綺麗に管理をされる方ですので、何ら問題は無いかと考えております。 受付番号２２７号の借り人のＳ・Ｋさんは、甘藷を主体に耕作されていたんですが、現在では甘藷の他に深ネギ、ゴボウなども取り入れた耕作をされております。色んな物を取り入れて頑張っている方ですので、何ら問題は無いかと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。次に、受付番号２２８号から２３１号までを、１０番 牧原委員お願いいたします。
１０番 牧原委員	報告いたします。 ２２８、２２９のＦ・Ｙさんですが、これは息子さんと一緒に牛を約４０頭ほど飼っていらっしゃいます。機械も所有され、畑もいま綺麗に管理されております。

	す。何ら問題無いかと思います。これは継続です。 S・Kさんですが、S・KさんもSさんに小作料についてはちゃんと入っていますかということで確認をとりまして、何ら問題は無いということで本人にも話をしまして、現状どおりで良いのかということで話をして、継続ということで問題は無いかと思います。 H・Kさんですが、H・Kさんもまだ借りれる畑、田んぼがあったら探して下さいということで、一生懸命取り組んでいらっしゃいます。継続です。問題無いと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 次に、受付番号232号についてを、12番 鍋委員お願いいたします。
12番 鍋 委員	232号について説明いたします。 先ず場所についてですが、大根占から上がってきて役場の田代支所を通り過ぎ、少し行きますと警察の田代駐在所があります。ここに大原方面と橋ノ口集落への二股になった道路となつとるんですが、集落方向、山手の方へ曲がりまして、500mほど入り込んだ所であります。この水田は前作者はS・Kさんでしたが、話を伺ったところやや湿田気味で、甘藷の作付には不向きということでありました。そこで別の耕作者を探していたところ、ここの団地の中で手広く飼料用米栽培をされているHさんへ相談したところ、あっせんが成立したというところ です。Hさんは錦江町が定める各要件におきましても、従事日数、意欲・能力は問題なく、農地の利用状況については、8月の耕作放棄地調査の折りに会いまして、その際、管理する圃場等の下払い等もされる姿を見ておりますので、特に問題は無いのではないかというふうに判断しました。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。次に、受付番号233号から235号までを、13番 徳永委員お願いいたします。
13番 徳永委員	報告します。 233, 234のA・Hさん、これ先月も上げましたけれども、継続の契約内容です。本人もあちこち手広く借りて作業しておりますが、奥さんと二人で手際よく作業しておりますので、問題は無いかと思います。 235号、I・Sさんですが、これもご夫婦で作業をされております。自分のところは畑、田んぼをここの1枚ということで大事に管理をされておりますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。

委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第２６号のうち、受付番号２２０号から２３５号までを採決します。 お諮りします。 議案第２６号のうち、受付番号２２０号から２３５号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第２６号のうち、受付番号２２０号から２３５号については、原案のとおり決定しました。
議 長	次に、議案第２６号のうち、受付番号２３６号から２５６号までを議題とします。 説明をお願いします。
事務局	それでは、受付番号２３６号から２５６号までを説明いたします。 まず、受付番号２３６号の貸し人はＭ・Ｙさん、Ｎ自治会在住の方です。 申請地は、城元字平田１，１８１番１、地目は田、地籍は９７５㎡です。 貸付期間は平成２６年１２月１５日から平成３１年１２月１４日までで、小作料金は４０，０００円となっています。 借り人はＭ・Ｔさん、Ｒ自治会在住の方です。 経営状況は、世帯員７名、従事者３名、雇用が６人で７０日、自作地１９，００２㎡、小作地１３，０１２㎡で、野菜を主体とした経営をされています。 農業従事日数は３００日で、農業機械の所有状況は、トラクター２台、軽トラック・２ｔダンプ各１台となっています。 次の受付番号２３７号の貸し人はＯ・Ｓさん、Ｋ園在住の方です。 申請地は、城元字森山１，３４２番１、地目は田、地籍は４１４㎡です。 貸付期間は平成２６年１２月１５日から平成２９年１２月１４日までで、小作料金は米（粳）６０ｋｇとなっています。 借り人は、受付番号２３６号と同じＭ・Ｔさんです。 次の受付番号２３８号、２３９号の貸し人はＹ・Ｍさん、Ｋ市在住の方です。 申請地は、２３８号が城元字宮下１，４８１番１、地目は田、地籍は７６０㎡、２３９号が城元字宮下１，４８２番１、地目は田、地籍は１，６５５㎡で、２筆の合計が２，４１５㎡となっています。

貸付期間は平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は72,000円となっています。

借り人はF・Hさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者4名、自作地6,507㎡、小作地2,415㎡で、茶、インゲン、馬鈴薯を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター・トラック・耕運機・田植機・バインダー各1台、テラー4台となっています。

次の受付番号240号の貸し人はO・Hさん、A県在住の方です。

申請地は、城元字坪内688番1、地目は田、地籍は836㎡となっています。

貸付期間は平成26年12月15日から平成29年12月14日までで、小作料金は20,000円となっています。

借り人はK・Mさん、R自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者3名、雇用が4名で150日、自作地5,858㎡、小作地2,248㎡で、水稻、馬鈴薯、ミニトマトを主体とした経営をされています。農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラック・トラクター・管理機・軽ワゴン各1台となっています。

次の受付番号241号の貸し人はZ・Kさん、R自治会在住の方です。

申請地は、神川字遠目塚1,297番1、地目は畑、地籍は6,804㎡となっています。貸付期間は平成26年12月15日から平成36年12月14日までで、小作料金は10アール当たり10,000円となっています。

借り人は有限会社Z製茶さん、R自治会に拠点を置く法人です。

経営状況は、構成員3名で、自作地39,696、小作地146,875㎡で、茶を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、軽トラック5台、2tトラック4台、乗用摘採機3台、乗用防除機4台、乗用中刈機・小型ショベル各2台となっています。

次の受付番号242号から245号の貸し人はZ・Tさん、R自治会在住の方です。申請地は、242号が城元字間門前1,194番3、地目は田、地籍は754㎡、243号が城元字押切1,446番1、地目は田、地籍は1,574㎡、244号が城元字鷲ヶ尾2,982番3、地目は畑、地籍は2,964㎡、245号が城元字坂ノ下2,610番、地目は畑、地籍は1,066㎡で、4筆の合計が6,358㎡となっています。貸付期間は平成26年12月15日から平成36年12月14日までで、小作料金は10アール当たり10,000円となっています。

借り人は、受付番号241号と同じ有限会社Z製茶さんです。

次の受付番号246号の貸し人はI・Mさん、N自治会在住の方です。

申請地は、城元字平野732番6、地目は田、地籍は1,455㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は30,000円となっています。

借り人は、K・Tさん、N自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者1名で、自作地1,485㎡、小作地1,455㎡で、水稻、馬鈴薯を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター・トラック・管理機・動噴各1台となっています。

次の受付番号247号から250号の貸し人はM・Iさん、K自治会在住の方です。申請地は、247号が城元字鷲ヶ迫2,715番1、地目は畑、地籍は2,201㎡、248号が城元字鷲ヶ迫2,707番1、地目は畑、地籍は9,763㎡、249号が城元字坂ノ上2,592番1、地目は畑、地籍は2,124㎡、250号が城元字坂ノ上2,592番2、地目は畑、地籍は624㎡で、4筆の合計が14,712㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は全部で300,000円となっています。

借り人は、S・Iさん、H・O自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者4名で、自作地10,265㎡、小作地25,602㎡で、茶を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラック4台、摘採機3台、防除機・トラクター・コンバイン各1台となっています。

受付番号236号から250号までの担当調査員は、17番 鳥越委員です。

次の受付番号号から251号の貸し人はT・Kさん、S自治会在住の方です。

申請地は、神川字川路中迫1,658番、地目は畑、地籍は2,773㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月1日から平成29年12月14日までで、小作料金は36,000円となっています。

借り人は、T・Yさん、B自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員5名、従事者4名で、自作地106,089㎡で、茶を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラック4台、トラクター・摘採機各1台となっています。

次の受付番号号から252号の貸し人はT・Tさん、M町在住の方です。

申請地は、神川字平内1,468番1、地目は畑、地籍は3,191㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月1日から平成29年12月14日までで、小作料金は46,000円となっています。

借り人は、受付番号251号と同じ、T・Yさんです。

次の受付番号号から253号から256号の貸し人はT・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は、253号が神川字川路中迫1,645番1、地目は畑、地籍は1,703㎡、254号が神川字川路中迫1,659番1、地目は畑、地籍は4,436㎡、255号が神川字八太郎落1,718番、地目は畑、地籍は6,083㎡、256号が城元字六反田宇都2,217番1、地目は畑、地籍は1,260㎡で、4筆の合計が13,482㎡となっています。

	貸付期間は、平成２６年１２月１日から平成２９年１２月１４日までで、小作料金は、２５３号が２６，０００円、２５４号が６０，０００円、２５５号が９０，０００円、２５６号が２０，０００円となっています。 借り人は、受付番号２５１号と同じ、Ｔ・Ｙさんです。 受付番号２５１号から２５６号までの担当調査員は、２０番 本釜委員です。 以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。 先ず、受付番号２３６号から２５０号までを、１７番 鳥越委員、お願いいたします。
１７番 鳥越委員	２３６番、２３７番の借り人のＭ・Ｔさんは、ブロッコリー、インゲン、ネギ、多彩な野菜を作っていらっしゃる方で、まだまだ規模拡大をしたいという本人の気持ちは多く、まだ年も若く、何ら問題は無いかと思います。 続きまして２３８番、２３９番のＦ・Ｈさんですけれども、この人もお茶を主体に、インゲン、馬鈴薯、手広くやっておられて、何ら問題は無いと思います。 ２４０番のＫ・Ｍさんですけれども、この人もミニトマトを中心に農業をされている方で、この田んぼはもう２０年、３０年くらい借りて作っていらっしゃる方で、圃場もすごく綺麗にされている方で、何ら問題は無いと思います。 ２４１番から２４５番まで、これは家族の物を会社の方に貸してという形になります。何ら問題は無いと思います。 Ｋ・Ｔさんですけれども、Ｉ・Ｍさんがどうしても作ってくれということで、お願いをされて作っていますということで、まだまだジャガイモを作りたいという意欲のある方で、何ら問題は無いと思います。 続いて、Ｓ・Ｉさんですけれども、この人も継続で、お茶を手広くやっている方で何ら問題は無いと思います。以上です。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 次に、受付番号２５１号から２５６号までを、２０番 本釜委員お願いいたします。
２０番 本釜委員	報告いたします。２５１番から２５６番までを報告いたします。Ｔ・Ｋさん、Ｔさんは、Ｔ・Ｔさんの息子さん達なんですけれども、本人の所有の茶園なんです、Ｔさんは高齢のため出来ないということで、息子さん達は仕事を持っておられるので出来ないということで、借り人のＴさんが田代の方で茶恋人という茶工場の組合長さんをなさっており、お茶を良く知っておられる方で、良く勉強されている方で、何の問題も無いと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。

	す。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
5 番 平原委員	このT・Tさん、Kさんは、Tさんの農業者年金関係で移譲したんじゃないの け。
事務局	Tさんに移譲してます。移譲はされてるんですけども、結局もう10年以上 経っていますので、更新されていますので、貸し付けることには何ら問題は無い です。
5 番 平原委員	この前で出ちよらんかったけ。
事務局	この前一応されたんですけども、お茶の部分だけだから一応利用権でされな いということで。園芸はTさんがされます。
5 番 平原委員	Tさんの農業者年金には問題はねけ。
事務局	10年を過ぎているので。10年未満だといけないんですけども。更新はし たわけですから前回。10年経って。
5 番 平原委員	前からだったけ。
事務局	10年を過ぎているので、
5 番 平原委員	最近だったかと思って。
事務局	貸し付ける分には。それは更新でしたから。新規で結んだ訳じゃなくて、10 年経って更新したのが昨年だったので。
5 番 平原委員	了解。
19番 鈴 委員	更新なら良かちゅうこっじゃな。
事務局	10年を経過していれば、本人に戻すのでなければですね。一応利用権で第3 者に貸し付けるのは。
議 長	他にありませんか。

委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第２６号のうち、受付番号２３６号から２５６号までを採決します。 お諮りします。 議案第２６号のうち、受付番号２３６号から２５６号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第２６号のうち、受付番号２３６号から２５６号については、原案のとおり決定しました。
議 長	ここでしばらく休憩を取りたいと思います。
議 長	休憩前に引き続いて議事を再開いたします。
議 長	ここで、Ｔ委員の退席を求めます。 (Ｔ委員退席)
議 長	次に、議案第２６号のうち、受付番号２５７号から２６５号についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	それでは、議案第26号のうち、受付番号257号から265号までを説明いたします。まず、受付番号257号から262号の貸し人はI・Mさん、S自治会在住の方です。 申請地は、257号が田代麓字新田5,085番1、地目は田、地籍は401㎡、258号が田代麓字井手駄床5,070番7、地目は田、地籍は1,336㎡、259号が田代麓字高田山5,093番1、地目は田、地籍は221㎡、260号が田代麓字高田山5,093番7、地目は田、地籍は198㎡、261号が田代麓字高田山5,093番8、地目は田、地籍は65㎡、262号が田代麓字高田山5,093番13、地目は田、地籍は471㎡で、6筆の合計が2,692㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月1日から平成29年12月14日までで、小作料金は10アール当たり3,000円となっています。 借り人は、T・Tさん、T自治会在住の方です。 経営状況は、世帯員7名、従事者4名、自作地64,044㎡、小作地70,371㎡で、茶、野菜を主体とした経営をされています。農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラック5台、茶摘採機2台、防除機・中刈機・トラクター各1台となっています。 次の受付番号263号から265号の貸し人はU・Tさん、S自治会在住の方です。 申請地は、263号が田代麓字井手駄床5,070番4、地目は田、地籍は1,259㎡、264号が田代麓字井手駄床5,070番10、地目は田、地籍は495㎡、265号が田代麓字井手駄床5,070番11、地目は田、地籍は495㎡で、3筆の合計が2,249㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月1日から平成29年12月14日までで、小作料金は10アール当たり3,000円となっています。 借り人は、受付番号257号からと同じT・Tさんです。 受付番号257号から265号までの担当調査員は、2番 基委員です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。 受付番号257号から265号までを、2番 基委員、お願いいたします
2番 基 委員	場所から説明いたします。国道448、新田集落を新田グラウンドの周辺500mぐらいの間にございます。地番が高田山、井手駄床、新田となっておりますけれども、周辺にあるところで、昔開いた小さな棚田といいますか、そういうところでございます。前者の方は小作というよりも米一本でしておられた方が今回辞められるということで、Tさんが借り受けをすることになりました。お茶も主体的にやっておられますけれども、子供も帰って来て、それで4人で今度野菜を頑張ってみようかということで、茶の副業であちこち借りて頑張るというふうにお

	っしゃっておられました。以上です。何ら問題は無いと思います。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第２６号のうち、受付番号２５７号から２６５号までを採決します。 お諮りします。 議案第２６号のうち、受付番号２５７号から２６５号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第２６号のうち、受付番号２５７号から２６５号については、原案のとおり決定しました。
議 長	ここで、Ｔ委員の入室を求めます。続きましてＴ委員の退席を求めます。 (Ｔ委員入室、Ｔ委員退出)
議 長	次に、議案第２６号のうち、受付番号２６６号から２６８号についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第２６号のうち、受付番号２６６号から２６８号までを説明いたします。 まず、受付番号２６６号の貸し人はＴ・Ｈさん、Ａ県在住の方です。 申請地は、馬場字木原ノ上１，９７５番５、地目は田、地籍は４９６㎡となっています。貸付期間は、平成２６年１２月１５日から平成２９年１２月１４日までで、小作料金は１５，０００円となっています。 借り人は、Ｔ・Ｉさん、Ｋ自治会在住の方です。 経営状況は、世帯員３名、従事者２名、雇用が３名で１５０日、自作地１０、２２２㎡、小作地２，４１８㎡で、花きを主体とした経営をされています。 農業従事日数は３００日で、農業機械の所有状況は、管理機・動噴各２台、トラクター・トラック・耕運機、各１台となっています。

	次の受付番号２６７号の貸し人はＴ・Ｍさん、Ａ県在住の方です。 申請地は、馬場字木原ノ上１，９７５番２、地目は田、地籍は４９６㎡となっています。貸付期間は、平成２６年１２月１５日から平成２９年１２月１４日までで、小作料金は１５，０００円となっています。 借り人は、受付番号２６６号と同じＴ・Ｉさんです。 次の受付番号２６８号の貸し人はＹ・Ｈさん、Ｋ自治会在住の方です。 申請地は、馬場字田ノ神後１，６９６番、地目は田、地籍は１，４２６㎡となっています。貸付期間は、平成２６年１２月１５日から平成２９年１２月１４日までで、小作料金は米（粳）２５ｋｇ１４俵となっています。 借り人は、受付番号２６６号と同じＴ・Ｉさんです。 受付番号２６６号から２６８号までの担当調査員は、５番 平原委員です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。 受付番号２６６号から２６８号までを、５番 平原委員、お願いいたします
５番 平原委員	報告いたします。２６６号と２６７号は１枚の田んぼで、２人で半分ずつ分けてある田んぼです。Ｔ・Ｉさんをご承知のとおりＮ委員でもありますし、問題は無いと思います。この２６９号は道路を挟んで向かい合わせの田んぼで、ハウスを建てて花の栽培をしているところです。何ら問題は無いと思います。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	（委員の中から「なし」の声）
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第２６号のうち、受付番号２６６号から２６８号までを採決します。 お諮りします。 議案第２６号のうち、受付番号２６６号から２６８号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	（委員の中から「異議なし」の声）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第２６号のうち、受付番号２６６号から２６８号については、原案のとおり決定しました。

議 長	ここで、T委員の入室を求めます。 (T委員入室)
議 長	次に、議案第26号のうち、受付番号269号から271号についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第26号のうち、受付番号269号から271号までを説明いたします。 受付番号269号から271号までの貸し人はA・Tさん、T県在住の方です。申請地は、269号が馬場字宝付3, 605番1、地目は畑、地籍は1, 883㎡、270号が馬場字宝付3, 614番1、地目は畑、地籍は1, 743㎡、271号が馬場字宝付3, 616番1、地目は畑、地籍は1, 344㎡で、3筆の合計が4, 970㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月1日から平成36年12月14日までで、小作料金は、269号が11, 367円、270号が10, 521円、271号が8, 112円となっています。 借り人は、公益財団法人鹿児島県地域振興公社となっています。 この案件については、A・Tさんが相続された農地について農地中間管理事業を利用したいということで、今回、県地域振興公社が中間管理権を取得しようとするものでございます。中間管理事業としては、本町では初めての案件だというふうに思ってます。今後ですけれども、借り受けの予定がY・Sさんが借りられる予定です。 以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
6 番 東郷委員	一つ良いですか。今までは直接していたのが、1回ずつ多くなるのけ。ここに書類に載ってくるのが。貸し手から中間管理機構にといったのが、今度は管理機構からまた借り手にとというのが、ここにもう1回出て来るのけ。
事務局	今度は管理機構から借りる時は、今度は県の方でしますので、県が告示をした段階で、その賃借の方はそこで確定するということになります。そして結果を農業委員会の方に県の方が報告するという形になりますので、ここで審議するのは、貸出者と管理機構との、そこだけです。
6 番 東郷委員	管理機構を通す物件については、借り手の分については、ここには出てこないということですか。
事務局	出てこないです。

13番 徳永委員	この単価がですね大体6千円前後ですかね。1反当り。小作料金です。これが今後の相場になるのかというのが1点。それから近辺の方の小作料金、馬場宝付、これとの比較はどうかのかなというのと2つ。
事務局	ここはY・Sさんの農地しかないです。借りている農地だけです。周りは山です。中間管理機構が借り受ける時は、近傍の大体の相場というのがありますよね、それを比較してすると。ですから他のところが大体これくらいですよということで話をして。
19番 鈴 委員	同じ質問なんですけれども。この小作料金の、例えば6千円、5千円、これの決め方というのは誰が。
事務局	結局、今まで基盤法で利用権を結ぶ時も、それぞれ貸し手と借り手の方で相対で決めている訳ですよ。ある程度周りの相場というのに合わせて。同じです。借りていらっしゃる方が幾らでということ言えば、多分その金額になると思います。 事務をしているのは現在産業振興課の方でしていますけれども、大体この辺りは幾らですかという形になりますので、そこ辺りだったら大体この程度ですよ。今度は貸し出しの方に反当6千円なら6千円で良いでしょうかという話をして良いですよということになれば、反当6千円の㎡数を掛けて、それではこのくらいということになります。実質借受者ももう決まっている今の段階では、今の進め方では決まっているので、大体このくらいでしますよという話はお互いにしているということです。本来ならば借り受けは公募をするというのが建前なんですけれども、今のところは決まっているところしか借りませんので、お互いに金額については、そういう調整を済ました中で上げるという形です。
12番 鍋 委員	毎年小作料金なんかの設定をするときに、1年のを平均して上げてあるのを貰ったりしますよ。ああいうのは何かある程度参考になりますか。
事務局	そうですね。あれが参考になります。出しての方がどうしてもそれじゃ出さないというケースもあったり、借り手がそれでは借りませんというケースもあると思いますが、そのあたりの調整は担当の方ですということです。
19番 鈴 委員	結局、農業委員会でやりおった利用権と同じようなことを、産業振興課がやるということですか。
事務局	そうです。

10番 牧原委員	ただですよ。あれは10年契約だったよ。中間管理機構はね。そうした時に、この前出たんだけど、3年間は手数料はとりませんよと、たけど3年後は手数料を取るかもわかりませんよという話も出ましたよ。そうした時に、これにプラス手数料という形でしょう。
事務局	当分の間は、国の補助があるので手数料は取りませんと。それでそれが無くなった段階では手数料を3%頂きますということになりますから、当然、借りている人は3%を上乗せして機構の方に支払うということになります。
5番 平原委員	このAさん本人とY・Sも話をしてみたいです。で、その中間管理機構も納得した訳。
事務局	もうお互いが、借地料についてはもうお互いで、どっちも納得すればですね。
18番 樋渡委員	この場合、面積要件というのがあるのけ。
事務局	面積要件は無いです。 集積とかそういったものは面積要件はありますけれども、この方は相続した土地ですよ。経営転換のケースですので。Yさんの方が集積するからお金を貰う訳じゃなくて、Aさんがお金を貰われるので、これはもう自分は農業をしないから全部中間管理機構に出しますという部分ですので、だから面積要件はこの部分では入ってこない。ただ機構に預けた面積でAさんが貰うお金が変わってくるということですね。
10番 牧原委員	これはもう単に報告でしょう。審議事項ではないんじゃないですか。。
事務局	一応基盤法の中でやってますけれども、基盤法の中で農業委員会の議決を経たのちにとというのがあるんです。
10番 牧原委員	じゃ農業委員会が、こんな中途半端な数字を出してと、何人かが否決をした場合にはどうなるんですか。だから逆に言えば、本当にこれを審議する必要があるのか、ないのかということです。
事務局	議決と報告は違うので。議決をなさいとなっているんです。だから議案として出して、農業委員会が良いですよという。 今度これを受けて町の方で広告しなければならないんです。報告となったら公告に載らない訳です。意味が違います。答申を受けて町が公告をして、初めてこの利用権が成立するんです。そしてその後に公告者に対しての貸し付けを、県

	の方が公告して、それが農業委員会の方に通知が来て、初めて耕作者の利用権が発生するということになりますので。
5 番 平原委員	それはもうこっちじゃね訳やろ。
事務局	はい。だから報告ではちょっとまずいということです。
議 長	別に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第 2 6 号のうち、受付番号 2 6 9 号から 2 7 1 号までを採決します。 お諮りします。 議案第 2 6 号のうち、受付番号 2 6 9 号から 2 7 1 号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第 2 6 号のうち、受付番号 2 6 9 号から 2 7 1 号については、原案のとおり決定しました。
議 長	次に、議案第 2 6 号のうち、受付番号 2 7 2 号を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 2 6 号のうち、受付番号 2 7 2 号について説明いたします。 まず、受付番号 2 7 2 号の貸し人は M・H さん、K 自治会在住の方です。 申請地は、馬場字木場 2 5 8 番、地目は畑、地籍は 6 0 0 m²となっています。 貸付期間は、平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日から平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日までで、小作料金は 1 0, 0 0 0 円となっています。 借り人は、A・A さん、O・K 自治会在住の方です。 経営状況は、世帯員 3 名、従事者 3 名、雇用が 3 名で 3 5 0 日、自作地 2 7, 7 0 6 m²、小作地 1 2, 1 9 6 m²で、茶、水稻を主体とした経営をされています。 農業従事日数は 2 5 0 日で、農業機械の所有状況は、トラクタ 3 台、管理機 2 台、茶摘採機・茶防除機・トラクター・耕運機各 1 台となっています。 受付番号 2 7 2 号の担当調査員は、5 番 平原委員です。 以上です。

議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。 受付番号２７２号について、５番 平原委員、お願いいたします
５番 平原委員	報告します。Ａ・Ａさんは７４歳ではありますが元気で、親子で茶を中心にやっておられます。畑も綺麗に野菜等を植えて、何ら問題は無いかと思います。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第２６号のうち、受付番号２７２号を採決します。 お諮りします。 議案第２６号のうち、受付番号２７２号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第２６号のうち、受付番号２７２号については、原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、平成２６年１１月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第２３条第２号の規定により署名する。

会 長

１０番

１１番

議事録調整者 窪 和人